

富山県高等学校体育連盟傷病見舞金規定

(昭和51年4月1日制定)

(平成28年1月26日一部改正)

第1章 趣 旨

第1条 この規定は、富山県高等学校体育連盟主催の各種大会開催の趣旨に鑑み、参加生徒の競技にかかわる傷病見舞金（以下、見舞金という。）に関することを定める。

第2章 事務局

第2条 この見舞金を取り扱う事務局は、富山県高等学校体育連盟事務局に置く。

第3章 目 的

第3条 この見舞金は、富山県高等学校体育連盟主催の各種大会の競技活動中に起きた傷害に対し、贈るものとする。

第4章 見 舞 金

第4条 この見舞金の経費は、補助金及び寄付金その他の収入を以ってあてる。

第5条 見舞金の額は、第7条規定による傷害見舞金審査会（以下、審査会という。）に於いて審査する。その基準は、次の通りとする。

1. 傷害見舞金（治療3ヶ月以上に要するもの） 5万円以内
2. 廃疾見舞金 10万円
3. 死亡弔慰金 10万円

第5章 請求手続き

第6条 見舞金を請求する時は、別紙様式による傷害等報告書に医師の診断書を添え、富山県高等学校体育連盟（以下、富山県高体連という。）会長に提出しなければならない。

第6章 審 査

第7条 傷害等報告書の内容の適否を審査し、見舞金額を査定するため、次の各号に定めるところにより審査会を設ける。

1. 審査会の構成は、次の通りとする。
審査委員長 1名（会長を以って充てる）
審査委員 若干名
2. 委員は、副会長、理事長、副理事長、常任理事を以って構成する。
3. 審査委員長は審査会を代表し、審査会を招集し、議長となり会務を統括する。
4. 審査会の運営に必要な事項は、別にこれを定める。

第7章 会 計

第8条 この見舞金の会計は特別会計とする。

第9条 この見舞金の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10条 この見舞金の会計は、富山県高等学校体育連盟監事の監査を受け、理事会の承認を得るものとする。

第8章 規定の変更

第11条 この見舞金規定の変更には、富山県高等学校体育連盟理事会の承認を必要とする。

付 則

この規定は、昭和52年4月1日より施行する。

富山県高等学校体育連盟傷病見舞金審査会運営規定

第 1 条 この審査会は必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

2. 委員長に事故ある時は、委員長の指名する委員が、その職務を行う。

第 2 条 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ審査会及び見舞金を決定することができない。

第 3 条 審査会の議長については、会議録を作成しなければならない。

2. 前項会議録には、その都度、議長及び委員 1 名が署名しなければならない。

第 4 条 審査会の決定事項については、富山県高等学校体育連盟（以下、富山県高体連という。）理事会に報告しなければならない。

第 5 条 審査会の費用は、富山県高体連一般会計より支出する。

第 6 条 この規定の定めるもののほか、審査会に必要な事項は、委員長が定める。